

川崎市教育委員会会計年度任用職員の条件付採用期間における勤務
評定に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めるもののほか、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条及び川崎市教育委員会職員の人事評価等に関する規程（平成18年川崎市教育委員会訓令第4号）第4条の規定に基づき、教育委員会の任命に係る会計年度任用職員（以下「被評定者」という。）の条件付採用期間における勤務成績の評定（以下「勤務評定」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(評定期間等)

第2条 勤務評定は、被評定者が実際に勤務した日数が14日に達したときに実施するものとする。

2 勤務評定の対象とする期間は、被評定者の採用の日から当該勤務評定の日までとする。

(評定者及び確認者)

第3条 勤務評定における評定者及び確認者は、次に定めるところによる。

(1) 1次評定者 被評定者の勤務所属（会計年度任用職員が実際に勤務を行う所属をいう。以下同じ。）における直属の上司であって、係長、担当係長又は課長補佐の職にある職員（これらに相当する職にある職員を含む。）。ただし、勤務所属が市立学校となる場合にあっては、教頭又は副校長の職にある職員

(2) 2次評定者兼確認者 被評定者の勤務所属の所属長であって、課長又は担当課長の職にある職員（これらに相当する職にある職員を含む。）。ただし、勤務所属が市立学校となる場合にあっては、校長の職にある職員

(勤務評定の方法)

第4条 勤務評定は、勤務成績評定票（別記様式。以下「評定票」という。）により行うものとする。

2 1次評定者は評定要素ごとの第1次評定を行うものとし、2次評定者兼確認者は評定要素ごとの第2次評定及び総評を行うものとする。

3 1次評定者が欠けた場合（長期不在の場合を含む。）には2次評定者兼確認者が第1次評定を行うものとし、2次評定者兼確認者が欠けた場合（長期不在の場合を含む。）には2次評定者兼確認者の直近の上司である部長又は担当部長の職にある職員（これらに相当する職にある職員を含む。ただし、任用所属と勤務所属が異なる場合にあっては、任用所属の課長の職にある職員）が第2次評定及び総評を行うものとする。

4 第1次評定及び第2次評定は、評定要素ごとに、a、b又はcの記号をもって行うこととし、当該記号の表す意味は、次に定めるところによる。

(1) a 被評定者が割り当てられた職務を遂行した実績（以下「勤務実績」という。）が職務遂行の基準に比して特に優れている。

(2) b 勤務実績が職務遂行の基準に合致している。

(3) c 勤務実績が職務遂行の基準に比して劣っている。

5 総評は、A、B又はCの記号をもって行うこととし、当該記号の表す意味は、次に定めるところによる。

(1) A 勤務実績が特に優れている。

(2) B 勤務実績が良好である。

(3) C 勤務実績が劣っている。

6 被評定者の勤務所属が市立学校となる場合においては、評定期間中の被評定者の職務遂行に関して、2次評定者兼確認者は1次評価者とのヒアリング等を踏まえて評定要素ごとにcに相当しないと認める場合は、前各項の規定にかかわらず、評定票の作成を省略することができる。

(評定票の保管)

第5条 評定票は、所属長が5年間保管するものとする。

(その他必要事項)

第6条 この要綱に定めるもののほか、勤務評定の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。